ならず、勞働團の諸君までが是れを承認したのであつた。此の事實はたとへ日本の事情に疎かりしためとはいへ、日本の組織勞働者に非常に不快な感情を與ふると共に、勞働總會そのものに對する不信の念慮を高しめるに至つた。加ふるに總會に於て採擇された條約案中その重要なるもの——例へば勞働時間制の如き——に就て各國政府共多く之れを批准せず、殊に日本政府の如きはその法制上に特種の事情あるを奇貨として、ベルサイユ條約第四百五條に規定せる「權限機關」を帝國議會と解せず之れを樞密院なりとして、結局批准しない狀態に置いて居るのである。

以上述べたる如く吾々は、第一に日本政府の誠意なき處置に憤慨し、第二には吾々の抗議を無視して日本の官製勞働委員を承認せる勞働總會の——就中勞働團の——誠意を疑ひ、第三には各國政府が條約を批准せざるのみならず、國際勞働機關が之れを如何とも爲し得ない無力さ等を觀るに及んで、勞働機關は世界の勞働階級を解放する